

首都圏営業拠点における取扱商品の出品要領

1 趣旨

この要領は、首都圏営業拠点「三重テラス」における県産品の新規出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

県は、首都圏営業拠点において県産品を出品する機会を提供することにより、その過程で得られた消費者ニーズの把握、販売情報の取得等出品者のマーケティング活動に対する支援を行うものとする。

3 対象商品

(1) 次の各号のいずれかに該当する商品であること。

- ① 農林水産物については、三重県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については次のとおりとする。
 - ア) 商品の主要な原材料が三重県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。
 - イ) 商品の主要な原材料が三重県産であって、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。
 - ウ) 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を県内事業者が行っていること。（ただし、三重県らしさなど三重県のPR、イメージアップにつながる商品であること。）

(2) 上記(1)に掲げるもの以外の商品で、首都圏営業拠点運営総括監（以下、「運営総括監」という。）が必要と認めるもの。

(3) 安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

- ① 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ② 品質・衛生管理が適正に行われていること。（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること。）
- ③ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- ④ 知的財産権の係争中でないこと。
- ⑤ 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- ⑥ 公序良俗に反しないものであること。

4 申込資格

- (1) 三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。
- (2) 上記3(2)に該当する商品を出品しようとする者で運営総括監が認める者とする。

5 取扱商品の選定方法

(1) 商品取扱申込書の提出

県産品の出品を希望する者は、別紙1の「同意書」と別に定める「商品取扱申込書」及び必要書類を添付して三重県営業本部担当課に提出すること。
なお、提出のあった書類は返却しない。

(2) 商品選定会議

三重県は、申込みのあった商品を別に定める「商品選定会議（以下「選定会議」という。）」にその取扱いについて提案し、選定会議において決定する。

(3) 緊急性の高い季節商品やスポット商品等の取扱い

選定会議を経ては取扱時期を逸してしまうなどの緊急性の高い季節商品やスポット商品等の出品申込があった場合は、運営総括監と運営事業者による協議のうえ選定することができるものとする。

上記の手続きを経て選定した商品については、次回の選定会議に報告し、承認を得るものとする。

(4) 商品取扱申込書の内容に変更があった場合

商品選定決定以降に、3(3)各号、または以下の事項に変更があった場合、商品取扱事業者は、速やかにその旨を三重県営業本部担当課に報告しなければならない。

なお、変更によって商品選定を再検討する必要がある場合は、選定会議で取扱いを決定する。

加工食品の場合	非食品の場合	農林水産物の場合
・ 商品情報のうち、主たる原材料及び産地、主たる製造・加工場所（工場名）、所在地 ・ 企業情報のうち、会社所在地、工場所在地	・ 商品情報のうち、主たる原材料及び産地、最終加工地（工場名）、所在地 ・ 企業情報のうち、会社所在地、工場所在地	・ 生産場所・地域

6 取引条件等

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定するものとする。なお、商品の取扱期間及び決済については、下記の条件を満たすものとする。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとする。なお、これらの協議について三重県は関与しない。

(1) 商品の取扱期間

事故等特段の事由がない限り、原則として3か月間は取り扱うものとする。ただし、供給可能期間が3か月に満たないもの等についてはこの限りではない。

取扱期間の延長については、販売実績や顧客評価、商品構成等により決定する。

(2) 決済（支払サイト）

月末締め翌月末支払を
原則とし、銀行振込とする。

附則

この要領は、平成25年6月12日から施行する。

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

この要領は、平成29年6月19日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。